

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 茨城県
（氏名） A

上記被審人に対する令和2年度（判）第13号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官美濃口真琴、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金425万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和3年5月6日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和3年3月4日

金融庁長官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第一部に上場されている株式会社キムラタンの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成31年4月11日午前9時4分頃から同月15日午前9時27分頃までの間、3取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所等において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、成行又は指値の買い注文を発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、自身が発注した売り注文に成行又は指値の買い注文を対当させて買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたりする方法により、同株式合計911,200株を買い付ける一方、同株式合計824,100株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、金融商品取引法施行令第33条の13第1号

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、824,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量911,200株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(35円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量188,800株を加えた1,100,000株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(824,100株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(35円×30,000株+35.1円×9,500株+35.8円×6,000株
+35.9円×6,100株+36円×394,800株+36.1円×13,400株
+36.2円×6,700株+36.3円×1,000株+36.4円×2,300株

$$\begin{aligned}
& +36.5 \text{ 円} \times 8,700 \text{ 株} + 36.6 \text{ 円} \times 4,800 \text{ 株} + 36.7 \text{ 円} \times 18,600 \text{ 株} \\
& + 36.8 \text{ 円} \times 17,100 \text{ 株} + 36.9 \text{ 円} \times 8,400 \text{ 株} + 37 \text{ 円} \times 72,800 \text{ 株} \\
& + 37.8 \text{ 円} \times 7,400 \text{ 株} + 38 \text{ 円} \times 108,000 \text{ 株} + 38.9 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株} \\
& + 39 \text{ 円} \times 106,000 \text{ 株}) \\
& - (34 \text{ 円} \times 24,300 \text{ 株} + 35 \text{ 円} \times 360,200 \text{ 株} + 35.1 \text{ 円} \times 3,200 \text{ 株} \\
& + 35.3 \text{ 円} \times 8,100 \text{ 株} + 35.4 \text{ 円} \times 7,500 \text{ 株} + 35.5 \text{ 円} \times 2,600 \text{ 株} \\
& + 35.7 \text{ 円} \times 3,800 \text{ 株} + 35.8 \text{ 円} \times 9,900 \text{ 株} + 35.9 \text{ 円} \times 13,400 \text{ 株} \\
& + 36 \text{ 円} \times 205,100 \text{ 株} + 36.1 \text{ 円} \times 21,900 \text{ 株} + 36.3 \text{ 円} \times 5,600 \text{ 株} \\
& + 36.4 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 36.5 \text{ 円} \times 13,900 \text{ 株} + 36.6 \text{ 円} \times 21,800 \text{ 株} \\
& + 36.7 \text{ 円} \times 14,600 \text{ 株} + 36.8 \text{ 円} \times 20,700 \text{ 株} + 36.9 \text{ 円} \times 2,100 \text{ 株} \\
& + 37 \text{ 円} \times 85,000 \text{ 株}) \\
& = 922,280 \text{ 円}
\end{aligned}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(1,100,000株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(824,100株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(49円)に当該超える数量275,900株(買付け等の数量1,100,000株－売付け等の数量824,100株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額
- $$\begin{aligned}
& (49 \text{ 円} \times 275,900 \text{ 株}) \\
& - (36 \text{ 円} \times 80,700 \text{ 株} + 36.1 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 36.2 \text{ 円} \times 12,500 \text{ 株} \\
& + 36.3 \text{ 円} \times 1,600 \text{ 株} + 36.4 \text{ 円} \times 11,800 \text{ 株} + 36.5 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株} \\
& + 36.6 \text{ 円} \times 7,500 \text{ 株} + 36.7 \text{ 円} \times 19,800 \text{ 株} + 36.8 \text{ 円} \times 5,500 \text{ 株} \\
& + 36.9 \text{ 円} \times 7,600 \text{ 株} + 37 \text{ 円} \times 73,700 \text{ 株} + 38 \text{ 円} \times 4,400 \text{ 株} \\
& + 39 \text{ 円} \times 27,300 \text{ 株} + 40.0 \text{ 円} \times 12,500 \text{ 株}) \\
& = 3,331,100 \text{ 円}
\end{aligned}$$

の合計額4,253,380円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、4,250,000円となる。

(別表)

違反行為状況

株式会社キムラタン(東1:8107)

(単位:株)

違反行為期間	証券会社	売買株数	
		売付	買付
平成31年4月11日 午前9時4分54秒～	B証券	237,400	220,700
	C証券	168,700	242,000
平成31年4月12日	B証券	49,100	108,400
	C証券	101,400	265,700
平成31年4月15日 ～午前9時27分12秒	B証券	94,000	27,300
	C証券	173,500	47,100
総計		824,100	911,200